

食安輸発1207第1号  
平成22年12月7日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成22年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(ベトナム産あじ・インドネシア産未成熟さやえんどう・オマーン産未成熟さやいんげん及びその加工品)

平成22年度輸入食品等モニタリング計画については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第2号（最終改正：平成22年12月3日付け食安輸発1203第1号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、ベトナム産調味干しシマアジ、インドネシア産生鮮未成熟さやえんどう及びオマーン産未成熟さやいんげんにおいて、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、各項目に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第1の2（輸出者（製造者）の欄を除く。）及び別表第1の3に下記を追加しますので、御了知の上、関係業者等への周知等よろしくお願いたします。

記

検査強化日	対象国	対象品目	検査項目	輸出者（製造者）
平成22年12月7日	ベトナム	あじ及びその加工品	クロラムフェニコール	PHU HAI SEAPRODUCTS FACTORY
平成22年12月7日	インドネシア	未成熟さやえんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬（ジフェノコナゾール）	PT. VALOR INDONESIA
平成22年12月7日	オマーン	未成熟さやいんげん及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬（ピリダリル）	NEHAD AGRONOMY SERVICES